

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和3年8月25日（水）

午前9時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第69号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について
(税務)
- 2 議案第71号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について
(教育総務)
- 3 議案第73号 高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について
(教育総務)

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

1 改正の趣旨

税制改正に伴う地方税法の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税の扶養親族の取扱いの見直し

国外居住親族に係る扶養控除について、対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の者を原則除くと見直されたことに伴い、個人市民税における「扶養親族」の範囲を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族」と明確化するもの。

第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項

施行日 令和6年1月1日

【参考】年齢別控除対象扶養親族表

扶養親族の居住地	～15歳	16歳～29歳	30歳～69歳	70歳以上
国内	×	○	○	○
国外	×	○	○→×※下記参照	○

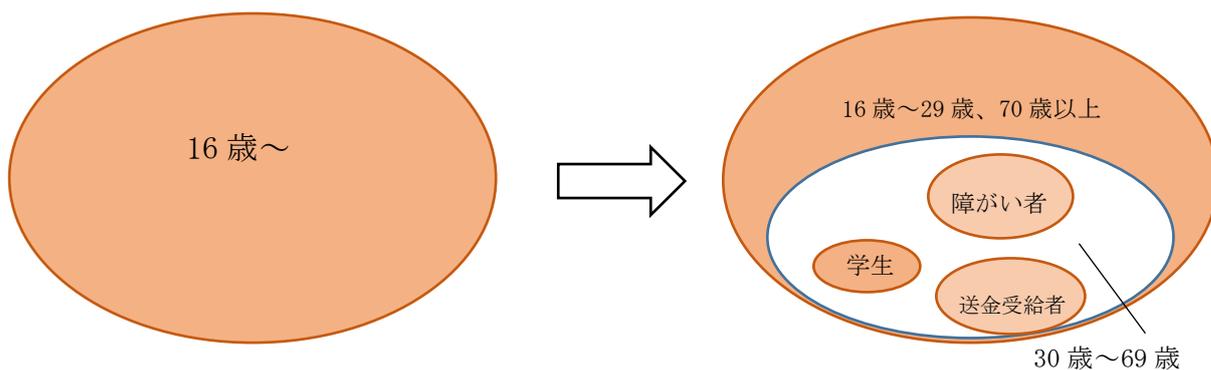
※ 扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し

30歳以上70歳未満における国外居住親族は原則として扶養控除の適用対象外とする。
ただし、以下の者は扶養控除の適用対象とできることとする。

- ① 留学ビザのコピーを提出した者
- ② 障がい者控除を受けている者
- ③ 送金関係書類において、38万円以上の送金等が確認できる者

(国外居住親族の扶養控除における見直しイメージ)

○ … 扶養控除の適用対象者



- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を5年間延長
- 附則第6条 施行日 令和4年1月1日**